



114  
A2311



ト新聞抄譯 一月廿一日

和條約 阿非利加ニ於テ媾和會議ハ十月廿二  
 日ヲ以テ之ヲ米合衆國汽船ヲカワシテナ号ノ船中ニ開  
 キ遂ニ其好都合ナル和解ニ至ラズシテ同二十七日ヲ  
 以テ之ヲ畢レリ左ニ掲クル所ノ者ハ智利ニ依テ提出  
 サレタル條欵ノ大畧トシテサウス、パス、とツク、タイム  
 ス新聞ニ載スル所ニ係ル

第一條 白露及ビボリウイアヨリシテハ南ハカマ  
 ロン山谷ニ到リ西ハ夫ノ白露及ビボリウイアヲ分  
 劃セルアンテン、コルジレカ線ニ沿フテカ、リラム  
 谷ニ到リ又タ一方ノ西ニ該線ヨリ延長シテ遂ニ  
 スコンタン湖ハ中央ヲ過キルアルケンタイニ突  
 出セルノ一線ニ達スルマテノ版圖ヲ智利ニ讓與ス

大正十一年四月  
隈侯爵郵寄贈



可キ事

第二條 白露及びボリウイアヨリ兩國合セテ二十万弗其中金貨四百万弗ニ定メ該金額ヲ智利ニ拂フ可キ事

第三條 白露及びボリウイアニ於テ智利人ヨリ掠奪シタル財物ヲ還付ス可キ事

第四條 運送船リマシ号ヲ還付スベキ事

第五條 一千八百七十三年白露及びボリウイアノ間ニ取結ビタル樞密條約ヲ廢止シ兼テ亦タ兩國ノ間同盟契約ヲ起サンガ為メニ着手セラレタルノ舉ハ總テ更ニ無効ノ者タラシム可キ事

第六條 上記入セル契約ノ義務悉ク履行セラルニ至ルマテハ智利ニ於テモケキースタクナアリ

カノ版圖ヲ保有ス可キ事

第七條 白露ハ再ビアリカラ還付セラレ、ニ至ルモ又タ其ヨリ以來孰レノ時タルヲ問ハズ之ニ防塞ヲ築カザル可キノ議務ヲ擔ヒ而シテ自今之ヲ以テ單ニ貿易港タラシムルヲ承諾ス可キ事

智利條約ノ提出セラレシ後議論少シク起リケル而已ニシテ同盟國ノ全權大使ハ全ク其條款ヲ拒絕シ兼テ亦タ其紛議一切ノ事ヲ舉ケテ之ヲ合衆國ニ委任シ以テ之ガ仲裁タラシム可シトノ反對ナル揚言ヲ為セリ智利人ハ亦タ日己ニ晚シトシ且、其開戦前智利政府ニ依リテ己ニ提出セラルタルモ之ヲ採用セザルノ故ヲ以テ其責ヲ白露及びボリウイアニ歸シ以テ亦タ其揚言スル所ヲ拒絕シ、於是乎今ヤ該件ハ其

ヲ異ニシ只夕其レ其曲古ノ兵干ノ勝敗ニ任セントス  
ルニ至レリ而シテ其此ニ至ニテ智利ハ示シテ其利戰  
ヲ得可キ者ノ如ク且ツ之ヲ得シトヲ冀望スルナリ